

これより、議案第32号「令和5年度安芸市下水道事業会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第33号「安芸市議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、山下裕議員。

○山下 裕議会運営委員長 議案第33号「安芸市議会の個人情報の保護に関する条例」を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び安芸市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月20日

議会運営委員会委員長 山下 裕

令和3年の個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報保護に関する3つの法と各地方公共団体の個人情報保護条例が、新たな個人情報の保護に関する法律として統合され、令和5年4月に施行されます。

新しい法では安芸市議会が対象外となるため、議会における個人情報の適正な取扱いに関して、必要な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するために当該条例を制定するもので、議会運営委員会で協議し全委員の同意を得たので、議案を提出するものです。

御賛同いただきますようお願いいたします。

○徳久研二議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は、質疑、委員会付託及び討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、質疑、委員会付託及び討論を省略することに決しました。

これより、議案第33号「安芸市議会の個人情報の保護に関する条例」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第34号「安芸市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 提案をいたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第34号「安芸市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」につきましては、安芸市議会の個人情報の保護に関する条例第45条及び第50条の規定により、開示請求等についての審査請求がなされた場合や、個人情報の適切な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合などには、安芸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされておりますことから、先ほど可決いただきました、安芸市情報公開・個人情報保護審査会条例について、議会からの諮問に応じて調査審議を行えるよう改正するものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。御審議のうえ適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○徳久研二議長　これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員）　質問いたします。

議案第33号「安芸市議会の個人情報の保護に関する条例」、追加議案として34号「安芸市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」という議案なんですが、これはその前に、議案第5号で「安芸市情報公開・個人情報保護審査会条例」というのがありまして、その時に私が、審査会が市長に対する情報公開について審査するものであるもので、利益相反に当たるのではないかと、市長に関することを審議する審査会が、市長が選ぶということ自体に、そういうやり方自体がおかしいということで質問いたしました。そのときに、利益相反に当たらない、執行部は利益相反に当たらないと考えていると。全国の自治体でも、首長が審査会の委員を委嘱している。審査会が独立した外部組織であり、客観性・独立性が保たれるよう、委員を選任すると。このように答えております。

なお、この議案でも、おきまして、審査委員の選定と委嘱については、くれぐれも客観性と独立性を持って、委員を選任することをお願いして質問いたします。以上です。

○徳久研二議長　宇田卓志議員、答弁を求めんがですか。

答弁は不要のようであります。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第34号「安芸市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第35号「電気料金値上げ中止と生活悪化に苦しむ女性・国民への緊急支援を求める意見書」から、議案第38号「物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書」までの4件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら4件について、提案理由の説明を求めます。

10番 川島憲彦議員。

○10番（川島憲彦議員） 議案第35号並びに議案第36号の提案説明を行います。なお、案文を読み上げまして、それぞれ提案理由とさせていただきます。

議案第35号「電気料金値上げ中止と生活悪化に苦しむ女性・国民への緊急支援を求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり、安芸市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年3月20日

発議者 安芸市議会議員 川島憲彦

賛成者 安芸市議会議員 千光士 伊勢男

電気料金値上げ中止と生活悪化に苦しむ女性・国民への緊急支援を求める意見書（案）

大手電力7社が一般家庭の規制料金の大幅な値上げを申請し、国で審議が始まっている。

実質賃金がマイナスとなり、年金は下げられ、あらゆる物価が上がる中、電気料金の値上げは、国民生活、とりわけ貧困化が進む女性への深刻な影響は計り知れない。

既に一昨年来、燃料費高騰による値上げがされ、1月の電気料金請求書を見て悲鳴を上げた人は少なくない。「これ以上の値上げなんてあり得ない」「電気代が恐ろしい」「オール電化は詐欺」「節約は限界、生きていけない」の声が上がっている。

一般家庭の規制料金の大幅な値上げの申請理由に円安や燃料費の高騰などによる経営悪化、赤字が挙げられているが、それは、政府と大手電力会社が原発に固執し、燃料費の動向に左右されず安全な再生エネルギー資源の活用を怠ってきた結果と言える。

しかも、今回の申請に当たって各社が原発再稼働を前提としており、岸田政権が選挙公約を投げ捨てて原発回帰したことと一体である。

コストや可能性をみても、岸田首相の「再エネ適地が少ない」との驚くべき説明に反し、政府自身、「再エネは原発よりコストが安い」（経済産業省）、「日本の再エネ潜在量は電力需要